

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1)職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				民 間		
	平均年齢 (歳)	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額	対応する 民間の 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額
全 体	57.8歳	2人	平均給与等のデータ については、個人が特 定される恐れがあるた め、公表しません。				
	うち調理員	1人		調理員	40.4歳	270,000円	
	うち用務員	1人		用務員	53.5歳	206,600円	

- 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当等の 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成21年～23年の3か年の平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2)職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しません。

調理員

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人

用務員

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人

(3)その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準)

ア 給料表

行政職給料表(二)を適応します。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当

ウ 昇給基準

毎月4月1日を基準日とし、職員の勤務成績に応じ4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2. 基本的な考え方

退職不補充とします。嘱託員等の採用などで対応し、正規職員の採用は行わない予定です。